

読谷村広告事業に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、村が管理する資産を有効活用することにより、事業者の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図るとともに、村の新たな財源を確保し、もって村民福祉の維持・向上を図ることを目的に広告事業を実施するものとする。

(定義)

第2条 この規則において「広告事業」とは、村の資産を広告媒体に供し、これに伴う広告掲載料を徴収又は広告入り封筒等(以下「封筒等」という。)の寄贈を受けることをいう。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる村資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 村のホームページ等に掲載されるもの

イ 村が発行する広報紙及び村が使用する封筒

ウ その他の印刷物

エ その他広告媒体として活用できる資産等で村長が個別に認めるもの

(2) 広告主 広告掲載の決定を受けた事業者

(広告媒体の適正な使用)

第3条 広告事業の実施による広告媒体の使用は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、読谷村手数料徴収条例(平成12年条例第13号)、その他関係法令等の定めるところに従い、適正に行わなければならない。

(広告の対象範囲)

第4条 広告内容が次の各号のいずれかに該当するものは広告事業の対象としない。

(1) 法令、条例、規則等に違反し、又は反するおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの

(5) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人材募集に類するもの

(6) 社会問題についての主義主張又は青少年の健全育成を害するもの

(7) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの

(8) 商品先物取引及び貸金業に関するもの

(9) 広告の内容について村が推奨しているかのような誤解を招くもの又

はそのおそれのあるもの

- (10) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が、不適切なもの
- (11) 比較広告
- (12) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (13) 前各号に定めるもののほか、掲載をする広告として適切でないと村長が認めたもの

2 次の各号に掲げる業種又は事業者に係わる広告は、掲載しないものとする。

- (1) 読谷村の村税等が賦課されており、当該村税等を完納していないもの
- (2) 消費者金融に係わるもの
- (3) たばこに係わるもの
- (4) ギャンブル（公営くじに係るものを除く）に係わるもの
- (5) 法律に定めのない医療類似に係わるもの
- (6) 暴力団その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (7) 営業等について必要な届出又は許認可を受けていないもの
- (8) その他村が管理する資産に広告を掲載する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

3 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、別途定める。

（広告の内容、デザイン、規格等）

第5条 広告の内容、デザイン、規格等については次の各号のとおりとする。

- (1) 第2条第2項第1号アに規定するものは村長が別途定める。
- (2) 第2条第2項第1号イ、ウ及びエに規定するものは、当該広告媒体を所有する課等の長が第11条に定める広告審査委員会に諮り、別途定める。

（広告の掲載料）

第6条 広告掲載料は、広告媒体ごとに村長が別に定める。

（広告の募集）

第7条 広告の募集は、広報よみたん、読谷村公式ホームページ等により公募するものとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができる。

（広告掲載等の申込）

第8条 広告を掲載しようとする事業者（以下「申込者」という。）は、読谷村有料広告掲載（封筒等の寄贈）申込書（第1号様式）に、掲載しようとする広告の原稿、資料、図面等を添えて村長に提出しなければならない。

2 封筒等の寄贈しようとする申込者は、前条の規定にかかわらず、その都度媒体を有する課等の長と協議の上、直接申込みことができる。この場合、申込者は前項の申込書に、寄贈しようとする封筒等の原稿、資料等を添え

て村長に提出しなければならない。

(広告掲載等の決定)

第 9 条 村長は、前条の申込書を受理したときは、広告掲載又は封筒等寄贈の可否を決定し、読谷村有料広告掲載(封筒等の寄贈)決定通知書(第 2 号様式)により申込者に通知するものとする。

2 村長は、申込者が、募集した広告の枠数を超えて申し込みがあった場合は、次の順位により決定する。なお、同順位のものなかでは、掲載希望月数が多いものを優先することができる。

(1) 公社、公団、公益法人及びそれに類する公共的性格のある事業者

(2) 前号に規定するもの以外の事業者で村内に事業所を有するもの

(3) その他の事業者

3 広告主は広告掲載又は封筒等寄贈の決定を受けたときは、速やかに承諾書(第 3 号様式)を村長に提出しなければならない。

(広告案の審査)

第 1 0 条 前条第 1 項の規定により、広告主は村長が指定する期日までに村長に広告案を提示しなければならない。

2 村長は、前項に規定する広告案が提出されたときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合は広告主に修正を求めることができる。

(読谷村広告審査委員会)

第 1 1 条 第 9 条第 1 項の規定による決定をするにあたり必要な審査を行うため、読谷村広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長、副委員長及び委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

7 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

9 委員会の会議を招集する暇がないと委員長が認める場合は、持ち回り審議により審査を行うことができる。

(委員会の庶務)

第 1 2 条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(広告掲載料の納付・掲載及び封筒等の寄贈等)

第 1 3 条 広告掲載料及び封筒等は、掲載決定後、村長の指定する期日までに一括で前納するものとする。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 広告の掲載料の納付をもって、村長の指定する期間掲載する。
- 3 封筒等は納品後、村長の指定する期間、媒体を有する課等の長の指定する箇所を使用する。

(広告主の責任)

第 14 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとし、広告掲載又は封筒等の寄贈後、広告主の責めに帰すべき理由により、村に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

- 2 版下原稿及び電子データの作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載等の取り消し)

第 15 条 村長は次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載又は封筒等の寄贈（寄贈後の使用を含む）を取り消すことができる。

- (1) 村長が指定する期日までに広告案を提出しなかったとき、又は広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 第 4 条第 1 項の各号又は第 2 項各号に該当すると判断したとき。
- (3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) その他村長が特に広告の掲載に支障があると判断したとき。

- 2 広告主は、前項の規定による広告掲載及び封筒等の寄贈（寄贈後の使用を含む）の取り消しに伴う損害については、村長に対し、その損害の賠償を請求することはできない。

(広告掲載の取り下げ)

第 16 条 広告主は自己の都合により、当該広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により、広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により村長へ申し出なければならない。

- 3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は還付しない。

(広告掲載料の還付)

第 17 条 広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消したとき、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還することができる。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

- 3 第 1 項の規定により還付する広告掲載料には、利子は付けない。

(広告代理店への業務委託)

第 18 条 村長は、広告代理店等へ広告掲載募集等を委託することができる。

この場合において、広告代理店等の募集及び選定並びに広告掲載に係る契約締結に関し必要な事項は別に定める。

(広告事業の周知)

第 19 条 村長は、広告事業を広く周知するため、当分の間、広告掲載にあ

たり次の文言を当該広告媒体の一部に掲載するものとする。「読谷村は、自主財源を確保するため、（媒体）に有料広告を掲載しています。」
(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する

別表（第10条関係）

| | |
|------|--|
| 委員長 | 総務企画部長 |
| 副委員長 | 総務企画部企画財政課長 |
| 委員 | 総務企画部総務課長 建設経済部都市計画課長 建設経済部商工観光課長 生活福祉部住民保険課長 教育委員会 生涯学習課長 |

第1号様式（第8条関係）

読谷村有料広告掲載（封筒等の寄贈）申込書

年 月 日

読谷村長 殿

住所（所在地）

商号（名称）

代表者職氏名 印

記

読谷村広告事業に関する規則第8条の規定により広告掲載（封筒等の寄贈）について、下記のとおり申込みます。

なお、申込みにあたり、この申込書及び添付書類については事実と相違ないこと、法令を遵守していること、読谷村広告事業に関する規則を遵守することを誓約し、読谷村の村税等の納税状況を公簿等により確認することについて同意します。

1. 広告（寄贈）媒体の名称

2. 広告内容

3. 掲載希望期間 年 月 日 ~ 年 月 日まで
(年 月 日間)

4. 連絡先

(1) 担当部署及び担当者氏名

(2) 電話番号及び Fax 番号

(3) 電子メールアドレス

5. 添付書類

(1) 広告図面及び説明書等

広告図案（イメージ、ラフ、スケッチ）、文面（原稿案等）、説明書等

(2) 広告主にかかる資料

会社概要等、広告主のホームページのURL

第2号様式（第9条関係）

読谷村有料広告掲載（封筒等の寄贈）決定通知書

読 第 号
年 月 日

申込者 様

読谷村長

年 月 日付けで申込みのありました有料広告掲載（封筒等の寄贈）について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

決定区分
掲載期間

掲載する（寄贈を受ける）

掲載しない（寄贈を受けない）理由

掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで

広告掲載料 金 円

広告案提出期限 年 月 日

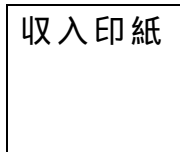
納付期限 年 月 日

その他

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、読谷村長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、読谷村を被告として（訴訟において読谷村を代表するものは読谷村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第9条関係）



承 諾 書

読谷村広告事業に関する規則第9条第3項の規定及び平成 年 月 日
付け読 第 号の決定通知に基づき、次のとおり承諾します。

読谷村長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

記

| | |
|----------------------|---------------|
| 広告を掲載（寄贈）する媒体の名称 | |
| 広告掲載料 （封筒等寄贈部数） | 円（うち消費税相当額 円） |
| 広告料納入期限 （封筒等寄贈期限） | 平成 年 月 日 |
| 広告原稿納入期限 | 平成 年 月 日 |

広告掲載にあたり、次のことを誓約します。

- 1 この承諾書及び添付物の記載は、事実と相違ありません。
- 2 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- 3 読谷村広告事業に関する規則を遵守します。
- 4 村税にかかる未納はありません。
- 5 読谷村広告事業に関する規則第4条第1項及び第2項のいずれかに該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。
- 6 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。

但し、契約書を締結し、又は請書を徴取する場合は、承諾書の提出を要しない。